

旧若葉小学校の使用について（概要版）

1 使用条件等

(1) 使用できる団体

周辺の自治会・PTA等・スポーツ団体（他校が使えない場合）・立川市社会教育関係団体・その他市が認めた団体（要相談） ※営利目的の使用、個人の使用はできません。

(2) 使用可能日・時間帯

| | | |
|------|-------------|------------------|
| 平日 | 13:30～20:00 | 準備・後片付けの時間も含まれます |
| 土日祝日 | 9:00～20:00 | |

(3) 使用申請

立川市 市長公室 公共施設マネジメント課（立川市役所内）へ、空き状況を電話・メール・窓口でご確認のうえ、使用申請書を提出してください。概ね1週間以内に許可通知書を発行いたします。当日、この許可通知書を持参してください。

(4) 使用料（日額）

| | |
|--------|--------------------------|
| 教室（一室） | 900～2,000円程度（面積により異なります） |
| 体育館 | 約8,000円 |
| 校庭 | ～約120,000円（面積により異なります） |

(5) 使用料の減免

上記の使用料が減免できる場合もあります（社会教育関係団体・自治会など）。申請時にご相談ください。

2 注意事項

(1) 今後、使用できなくなります

旧若葉小学校は、市が策定した「若葉町まちづくり方針」に基づき次の活用までの間の暫定運用をしています。令和8年4月以降は、事業者への引き渡しがいよいよ完了しましたら予約をしてあってもキャンセルさせていただきますので予めご了承ください。

(2) 建物、各設備は老朽化しています

廃校となった建物のため、かなり老朽化が進んでいます。よって、設備が十分でなかったり、トイレ等が使えない箇所がありますが、ご承知の上、使用してください。

(3) 予約について

使用する月の前々月から予約を行います。営業初日付けに予約が集中します。その際は、多くの団体が利用できるように配分致しますので、利用希望どおりにならないことがございますので、予めご了承ください。

※詳しくは、立川市公共施設マネジメント課にお尋ねください。

立川市 市長公室 公共施設マネジメント課（立川市役所 2階 50番窓口）

電話：042-523-2111（内線2602） メール：k-manage@city.tachikawa.lg.jp